

道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会報告書

令和6年9月12日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会

委員長 上 野 武 彦

記

1 調査の趣旨

平成30年3月にオープンした道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽から排出される水のBOD値に関しては、令和5年9月に開催された令和4年度決算審査特別委員会において、浄化槽法定検査の排出基準を一度もクリアしていないことが判明した。その後、町が講じた措置としては「道の駅浄化槽適正化調査業務委託」を締結し、業務調査報告書を踏まえ「道の駅グリース阻集器設置工事」「浄化槽適正化工事設計委託」「浄化槽処理水最終処理業務委託」の後、令和6年8月31日までに「浄化槽適正化工事」を完了することを議員全員協議会（令和6年4月15日開催）及び令和6年第2回定例会（令和6年6月5日開催）で報告した。この間約70,300千円の補正予算を計上し対策を講じてきたところであるが、その後の議員全員協議会（令和6年7月9日開催）において浄化槽適正化工事の完了が令和6年8月末から令和6年11月中旬まで遅延を報告、それに伴い浄化槽処理水最終処理業務委託料約4,700千円の追加補正予算を計上した。

更に、浄化槽清掃及び水質調査が実施されていない月があったことから、一連

の経過と今後の管理運営について調査する。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和6年9月12日開催の令和6年第3回定例会において、地方自治法第98条第1項及び第100条第1項の権限を付与した「特別委員会設置に関する決議」が議員から提出され、七飯町議会委員会条例第5条の規定により出席議員の賛成多数で可決し、当特別委員会が設置された。

(2) 委員会の定数 13人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	上野武彦
副委員長	平松俊一
委員	澤出明宏
	神崎和枝
	江口勝幸
	青山金助
	川上弘一
	佐々木陵二
	田村敏郎
	稲垣明美
	中川友規
	池田誠悦
	川村主税

3 調査事件（調査事項）

(1) 浄化槽を330人槽に決定した経緯について

(2) 浄化槽の排水水質検査結果をおおむね適正として問題をみすごしてきたことについて

(3) 令和5年9月以降の予算執行について

4 委員会の開催状況

	開催日	議 題
第1回	令和6年9月12日	正副委員長の互選

第 2 回	令和 6 年 9 月 12 日	1. 100 条調査権の概要について 2. 日程について 3. 提出要求資料について
第 3 回	令和 6 年 10 月 2 日	1. 追加要求資料について
第 4 回	令和 6 年 10 月 4 日	1. 要求資料の説明及び質疑について
第 5 回	令和 6 年 10 月 11 日	同上
第 6 回	令和 6 年 10 月 28 日	同上
第 7 回	令和 6 年 11 月 5 日	同上
第 8 回	令和 6 年 11 月 14 日	同上
第 9 回	令和 6 年 11 月 28 日	1. 質疑について (開始時間の関係上、開会后、直ちに閉会となり協議は未実施)
第 10 回	令和 6 年 12 月 9 日	1. 町理事者からの情報提供について
第 11 回	令和 6 年 12 月 13 日	1. 町理事者からの報告について 2. 質疑について
第 12 回	令和 6 年 12 月 23 日	1. 要求資料の説明及び質疑について
第 13 回	令和 7 年 1 月 20 日	1. 現地視察について 2. 質疑について
第 14 回	令和 7 年 2 月 10 日	1. 質疑応答について 2. 証人喚問について
第 15 回	令和 7 年 2 月 17 日	1. 証人喚問について 2. 弁護士の見解を依頼した内容について
第 16 回	令和 7 年 3 月 5 日	1. 報告書のまとめ
第 17 回	令和 7 年 3 月 12 日	1. 報告書のまとめ

5 説明員、証人の出席等

(1) 執行機関として出席を求めた者

副町長を始め、道の駅の建設計画時から現在までの期間において関係部署の管理職として職務にあたり、現在も七飯町職員として在職している職員及び総務課長に出席を求めた。

(2) 証人として出頭を求めた者

- ① 株式会社 二本柳慶一建築研究所 代表取締役 二本柳 慶一 氏
- ② 一般社団法人七飯町振興公社 代表理事 山川 俊郎 氏
- ③ 七飯町長 杉原 太 氏

6 記録、資料の提出

執行機関に提出を求めた資料及び執行機関が自主的に提出した資料は以下のとおりである。

なお、取消線により表示されている資料については、委員会から提出を求めたが、町には存在しない資料であるため提出がされなかったものである。

<p>第4回委員会に提出（第2回委員会確認）</p> <p>① 開業時からこれまでの時系列がわかる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業時からの水質調査や清掃の委託状況と結果 ・開業時からの補正金額と実施内容及び検討の経過 <p>② 浄化槽関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水の水質データ（現在の検査結果含む） ・設計時の算定根拠 ・330人槽では対応できないことが判明した経過 <p>③ 図面関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計時の外構図面や排水系統がわかる図面及び関連資料 ・場内の高さがわかる図面（計画時、建物完成時、現在） <p>④ 収支関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業時からの指定管理者の決算書 <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業時からの委託業務の計画と実績 ・令和5年第3回定例会以降の道の駅に関する会議録や打合せ記録
<p>第4回委員会に提出（第3回委員会確認）</p> <p>① 合併浄化槽設置に際しての建築確認資料一式</p> <p>② 浄化槽調査業務委託料の契約関係書類一式及び打合せ野帳</p> <p>③ グリース阻集器設置工事の契約関係書類一式</p> <p>④ 七飯町事務決裁規程、七飯町公文書管理規則、七飯町公文書管理規程、七飯町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規程</p> <p>⑤ 令和5年9月以降の全員協議会に提出のあった道の駅関係資料</p> <p>⑥ 七飯町道の駅 基本計画（概要版）</p>
<p>第5回委員会に提出（第4回委員会確認）</p> <p>① 七飯町道の駅なないろ・ななえの管理に関する公募要項、基本協定書及び年度協定書の新旧対照表</p> <p>② 基本協定書第20条に基づき提出を受けた事業計画書の決裁</p> <p>③ 基本協定書第21条に基づき提出を受けた事業報告書の決裁</p> <p>④ 基本協定書第22条に基づいた業務実施状況の確認に関する決裁</p> <p>⑤ 基本協定書第22条に基づいた改善勧告に関する決裁</p> <p>⑥ 基本協定書第41条に基づいた連絡調整会議等における会議録の決裁</p>
<p>第6回委員会に提出（第5回委員会確認）</p> <p>① 道の駅なないろ・ななえの浄化槽に関するこれまでの取り組みについて</p> <p>② 道の駅指定管理における浄化槽関連経費の状況について</p> <p>③ 浄化槽の維持管理要領書について</p>

第 8 回委員会に提出（第 7 回委員会確認）
<ul style="list-style-type: none"> ① 道の駅なないろ・ななえの浄化槽に関して、浄化槽協会からの報告を受けた際の決裁 ② 指定管理者の収支計画及び決算報告書記載の金額の根拠となる見積書や請求書 ③ 前処理槽設置工事に関して、補正予算の成立日、起工決定書、契約決議書、着手届等の鑑文書 ④ 道の駅浄化槽適正化調査業務報告書添付のフロー図
第 1 1 回委員会に提出（第 8 回委員会確認）
<ul style="list-style-type: none"> ① 水処理プラントメーカーへの問い合わせ結果等について ② 既存浄化槽の維持管理に係る製造業者への問い合わせ結果等について ③ 浄化槽の臭気対策として使用した消臭剤について ④ 浄化槽法に係る北海道及び環境省の見解について ⑤ 浄化槽保守点検の内容について ⑥ 指定管理者の文書管理規程について ⑦ 指定管理業務の再々委託の可否の整理について ⑧ 平成 3 0 年度決算報告書における浄化槽清掃費記載の金額内訳について ⑨ 水質調査結果と浄化槽法第 1 1 条検査項目の比較について
第 1 2 回委員会に提出（第 1 1 回委員会確認）
<ul style="list-style-type: none"> ① 合併浄化槽及び前処理槽並びに対策のフロー図 ② 前処理槽設置工事に関して、瑕疵担保等の責任の所在がわかる契約書等の写し ③ 浄化槽の臭気対策として使用した消臭剤の費用及び散布者について ④ 希釈の適法性について ⑤ 合併処理浄化槽の保守点検に関して、指定管理者とその委託先の契約書及びマニュアル ⑥ 指定管理業務における第三者再委託の承認について ⑦ 指定管理者の再委託の整理について
第 1 3 回委員会に提出（第 1 2 回委員会確認）
<ul style="list-style-type: none"> ① 合併処理浄化槽放流水希釈に関する浄化槽法及び水質汚濁防止法の見解について ② 指定管理者の再委託の整理について

7 委員派遣

令和 7 年 1 月 2 0 日開催した第 1 3 回目の委員会において、道の駅「なないろ・ななえ」に設置した前処理槽の現地視察を行った。

8 調査の内容と結果

(1) 浄化槽を 3 3 0 人槽に決定した経緯について

道の駅「なないろ・ななえ」建設計画時における浄化槽処理人槽の算定について

ては日本産業規格「建築物の用途別による浄化槽の対象処理人員算定基準」により、建物の面積とその用途区分による係数を使用して算定している。当時は飲食店の種類がまだ決定していなかったため、一般の飲食店の係数である 0.72 を使用している。

公衆トイレにおいては、多機能トイレ 1 基は 24 時間使用を想定していたが、メインとなる 22 基を夜間は使用させず、18 時から翌朝 8 時までの時間は男性用 2 基、女性用 2 基、多機能 1 基の計 5 基で対応する計画であった。

整備時に 330 人槽とした算定表は【表 1】のとおりである。

【表 1】整備時における人槽算定表

用 途(係数)	床面積又は 便器設置数	計算式	計算結果
一般の飲食店 (0.72)	86.38 m ²	86.38 m ² ×0.72	62.19 人槽
店舗係数(0.075)	748.68 m ²	748.68 m ² ×0.075	56.15 人槽
公衆トイレ (16) ※多機能トイレ：24 時間	1 個	1 個×16	16.00 人槽
公衆トイレ(16) ※8:00～18:00：10 時間 ※男：大 4 個・小 7 個 ※女：大 11 個	22 個	22 個×16×10/24h	146.67 人槽
公衆トイレ(16) ※18:00～8:00：14 時間	4 個	4 個×16×14/24h	37.33 人槽
合計 (処理人槽)			318.34 人槽

委員から、サービスエリアの係数を用いた算定はしなかったのか、また、想定入込客数や交通量を考慮しなかったのかと質疑があり、町からは、この計算方法が一般的であり、浄化槽算定は必要最低限とし、過大な設計とならないように上記の計算式を基に 330 人槽ということで決定したと答弁があった。

(2) 浄化槽の排水水質検査結果をおおむね適正として問題をみすごしてきたことについて

環境省が定める浄化槽法では、浄化槽管理者は水質に関する法定検査を受けなければならないことになっている。浄化槽を使い始めてから 3 か月経過した日から 5 か月以内に行う「設置後等の水質検査」(第 7 条検査)と、その後、年 1 回定期的に行う「定期検査」(第 11 条検査)があり、BOD 値は 20 mg/L 以下、また、浄化槽の清掃回数は毎年 1 回行わなければならないと定められている。

道の駅「なないろ・ななえ」に設置している浄化槽の清掃回数は【表 2】、BOD 値の状況は【表 3】のとおりである。

【表 2】 浄化槽の清掃回数

(R6. 9. 30 現在)

年度	清掃回数	清掃年月日
H30	2回	①H30. 10. 19 ②H31. 2. 22
R 1	3回	①H31. 4. 25 ②R1. 8. 6 ③R1. 12. 11
R 2	3回	①R 2. 7. 28 ②R2. 11. 12 ③R3. 3. 16
R 3	6回	①R 3. 5. 20 ②R3. 6. 23 ③R3. 7. 16 ④R3. 8. 13 ⑤R 3. 10. 11 ⑥R4. 1. 20
R 4	8回	①R 4. 4. 12 ②R4. 6. 3 ③R4. 7. 27 ④R4. 9. 8 ⑤R 4. 10. 7 ⑥R4. 11. 15 ⑦R5. 2. 10 ⑧R5. 3. 23
R 5	16回	①R 5. 6. 2 ②R5. 7. 7 ③R5. 8. 4 ④R5. 8. 18 ⑤R 5. 10. 5 ⑥R5. 10. 27 ⑦R5. 11. 7 ⑧R5. 11. 30 ⑨R 5. 12. 11 ⑩R5. 12. 28 ⑪R6. 1. 12 ⑫R6. 1. 31 ⑬R 6. 2. 9 ⑭R6. 2. 28 ⑮R6. 3. 8 ⑯R6. 3. 29
R 6	10回	①R 6. 6. 18 ②R6. 7. 8 ③R6. 7. 18 ④R6. 7. 26 ⑤R 6. 8. 9 ⑥R6. 8. 19 ⑦R6. 8. 29 ⑧R6. 9. 5 ⑨R 6. 9. 17 ⑩R6. 9. 26

【表 3】 浄化槽のBOD値 (法定基準は 20 mg/L 以下)

(R6. 10. 31 現在)

年度	内 容	検査年月日	BOD値	その他
H30	法定検査(第7条)	H30. 8. 3	193mg/L	総合判定「不適正」
	自主検査	H31. 2. 26	34mg/L	
R 1	法定検査(第11条)	H31. 4. 16	68mg/L	総合判定「おおむね適正」
	自主検査	R 1. 8. 23	44mg/L	
	自主検査	R 2. 2. 7	43mg/L	
R 2	法定検査(第11条)	R 2. 4. 15	72mg/L	総合判定「おおむね適正」
	自主検査	R 2. 8. 4	64mg/L	
	自主検査	R 3. 2. 22	57mg/L	
R 3	法定検査(第11条)	R 3. 4. 14	173mg/L	総合判定「不適正」
	自主検査	R 3. 8. 20	120mg/L	
	自主検査	R 4. 2. 3	42mg/L	
R 4	法定検査(第11条)	R 4. 4. 22	28mg/L	総合判定「おおむね適正」
	自主検査	R 4. 8. 4	26mg/L	
	自主検査	R 5. 2. 3	170mg/L	

R 5	法定検査(第 11 条)	R 5. 4. 10	58mg/L	総合判定「おおむね適正」 ・決算審査特別委員会指摘 ・清掃回数をメーカー指定回数 の月 2 回実施
	自主検査	R 5. 8. 21	18mg/L	
	自主検査	R 6. 2. 2	5. 8mg/L	
	自主検査	R 6. 3. 14	30mg/L	
R 6	最終処理	R 6. 5. 7	110mg/L	総合判定「不適正」 ・浄化槽適正化工事完了までの 暫定措置として浄化槽処理水 最終処理業務を開始。 ・ゴールデンウィーク直後の採水 検査は高い数値。 ・繁忙期の数値であること、 浄化槽本体が利用実態に見合 わないことに加え、未清掃期間 が長かったためと分析。 ・参考値として最終処理業務 を行っていない箇所を採取
	法定検査(第 11 条)	R 6. 5. 10	190mg/L	
	最終処理	R 6. 5. 10	150mg/L	
	最終処理	R 6. 6. 4	24. 5mg/L	
	最終処理	R 6. 6. 26	4. 2mg/L	
	最終処理	R 6. 6. 27	7. 6mg/L	
	最終処理	R 6. 8. 20	10mg/L	
	自主検査	R 6. 8. 22	170mg/L	
	最終処理	R 6. 9. 20	6. 7mg/L	
	最終処理	R 6. 10. 22	48mg/L	

平成 30 年 3 月に開業し、平成 30 年 8 月に行った法定検査（第 7 条検査）の結果、BOD 値は 193 mg/L となっており、この時点で浄化槽の適応能力は不足していたと認識できたはずである。また、毎年 1 回行っていた法定検査（第 11 条検査）や自主的に行っていた検査においても BOD 値は 20 mg/L 以上であることから、早急に対応策を検討しなければならなかった。

委員から、浄化槽法の BOD 値や水質汚濁防止法一般排水基準（BOD 値 160 mg/L 以下）を上回って排出していたことは法令違反である。自治体が法令違反を行って良いのかと質疑があった。

町からは、開業当時から悪臭についての苦情が多数あり、臭気対策に迫られていた。330 人槽で対応できていないことは第 7 条検査で認識していたが、開業後間もないこともあり、清掃をきちんとやっていく必要があるという認識であった。その後、数値自体は下がっており、基準値以下ではなかったが第 11 条検査結果書の総合判定が「おおむね適正」の時もあり、検査結果が若干良化していたことから、引き続き清掃を行い浄化槽の機能を最大限利用できる環境づくりに努めていたと答弁があった。

(3) 令和 5 年 9 月以降の予算執行について

令和 5 年 9 月に開催された令和 4 年度決算審査特別委員会において浄化槽法定検査では排出基準を一度もクリアしていないことが判明した。決算審査特別委員

会で問題が提起され、その後の対策として町が講じた措置は【表4】のとおりである。

【表4】令和4年度決算審査特別委員会後に町が講じた対策及び予算額

補正時期	名 称	予算額(千円)	備 考
令和 5年9月	道の駅浄化槽適正 化調査業務委託料	275	法定検査において水質基準を満たしていない原因及び対策に係る調査費を補正計上。 【調査結果：R5.11】 浄化槽原水はBOD値が高く、特に油分由来のノルマルヘキサンが高く、テナントにおいてグリーストラップの未設置箇所がある。対策案として新規浄化槽入替、浄化槽増設、浄化設備新設を提示されたが、町はグリーストラップ設置を決定。 【調査結果：R6.3】 グリーストラップ設置により原水BOD値が改善したが、依然として浄化槽放流水は基準値超過。また、井水メーターを設置し原水総量を算定した結果、入込が最も多い日において浄化槽の容量を超過することが推定。対策案として新規浄化槽入替、浄化槽増設、浄化設備新設を提示される。 町は浄化槽適正化工事を行うことを決定。
令和 5年12月	道の駅グリース阻 集器設置工事	2,090	道の駅テナント2箇所においてグリーストラップの設置及び排水管等の洗浄、井水メーターの設置に係る工事請負費を補正計上。
令和 6年4月	浄化槽適正化工事 設計委託料	1,800	道の駅浄化槽適正化調査業務により対策案として提示されたもののうち、浄化設備新設案（前処理槽）を採用することとし、当該工事に係る実施設計費を補正計上。
令和 6年4月	浄化槽処理水最終 処理業務委託料	16,000	浄化槽適正化工事が完了するまでの間、浄化槽放流水が水質基準を満たした内容で放流できるよう凝集剤により最終処理するための委託料を補正計上。
令和 6年4月	手数料	156	浄化槽処理水最終処理業務における最終処理後の放流水が水質基準を満たしているか検証するため、4月から9月までの合計6回分の水質調査手数料を補正計上。
令和 6年4月	浄化槽適正化工事	50,000	道の駅浄化槽適正化調査業務により対策案として提示されたもののうち、浄化設備新設案（前処理槽）を採用することとし、当該工事請負費を補正計上。
令和 6年7月	浄化槽処理水最終 処理業務委託料	4,724	浄化槽適正化工事は、当初、8月31日までの完了を見込んでいたが、11月15日まで遅延が見込まれることから、当該最終処理業務の業務期間も11月15日まで延長することとしたため、当該延長に係る委託料を増額補正計上。
令和 6年9月	手数料	130	浄化槽処理水最終処理業務の業務期間延長に伴い、最終処理後の放流水が水質基準を満たしているか検証するため、合計5回分の水質調査手数料を増額補正計上。
合 計		75,175	

令和5年9月の道の駅浄化槽適正化調査業務委託から令和6年4月の浄化槽適正化工事まで約70,300千円の補正予算を計上し対策を講じてきたところであるが、その後、浄化槽適正化工事の完了が令和6年8月末から令和6年11月中旬まで遅延を報告、それに伴い浄化槽処理水最終処理業務委託料約4,700千円の追加補正予算を計上した。また、本来であれば同時に水質検査手数料を追

加補正計上しなければならないが、忘失によりその時期は令和6年9月となった。

道の駅「なないろ・ななえ」の浄化槽放流水のBOD値が基準値以下になるために講じた予算額は令和5年9月以降、合計75,175千円となっている。

(4) 浄化槽適正化工事完了後の浄化槽のBOD値は【表5】のとおりである。

【表5】浄化槽のBOD値（法定基準は20 mg/L以下）（R7.2.17現在）

年度	内容	検査年月日	BOD値	その他
R6	自主検査	R 6.11.27	55mg/L	基準値超過
	自主検査	R 6.12.6	34mg/L	基準値超過
	自主検査	R 6.12.16	8.4mg/L	基準値以内
	自主検査	R 6.12.17	7.7mg/L	基準値以内
	自主検査	R 7.1.9	15mg/L	基準値以内

令和6年11月15日に浄化槽適正化工事が完了し、前処理槽を設置した後の水質検査において、令和6年11月27日のBOD値は55 mg/L、令和6年12月6日のBOD値は34 mg/Lとなり、依然として基準値を超過しており、その原因と対策について協議を行った。町は前処理槽の設置後においては速やかに結果が出るものと誤った認識の中で自主検査を行い、速報値として基準値を上回る結果となったが、浄化槽適正化工事に係る設計を行った事業者と前処理槽メーカー代理店から進言を受けたところ、前処理槽設置後1～2か月を試験運転調整期間として、段階的に処理効果を観察する流れであり、その結果、前処理槽と既存浄化槽の機能性が安定することが確認できた。

令和6年12月16日以降のBOD値はいずれも20 mg/L以下となり基準値以内に収まっている。

(5) 町理事者への質疑応答

令和7年2月10日開催した第14回目の委員会において、町理事者への質疑応答は以下のとおりである。

【質問①】

設計会社が示した4つの案のうち、年間来場者数90万人を見込んでいたのであれば、浄化槽の規模はサービスエリアの係数を採用するのが当然ではないのか。

【回答①】

道の駅建設に伴う浄化槽の規模の試算においては、建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準を基に、ご質問にありますサービスエリアの係数を用いた試算も含め、設計業者から4パターンの案の提示があった中で最終的に町が総事業費を考慮し、浄化槽人槽の決定をしております。

基本計画では、12時間の車両立寄台数を平日で約1千台とし、平均乗車人数を乗じて年間の入込客数約90万人を目標値として想定しておりますが、定例会における一般質問での質疑応答、また北海道新幹線等の利活用・地方創生対策に関する調査特別委員会や他団体などでも、様々な意見や議論があり、町としても想定した入込客数を確実に達成できるのか、毎年積み上げていくことが可能なのか、その判断は非常に困難なところでありました。

結果的に現状、基本計画で想定していた以上となる年間約100万人の入込客数からすると、浄化槽人槽の算定にサービスエリアの係数を採用しなかった浄化槽の330人槽では不十分であったというほかありません。

また、当初のトイレ使用については、他の道の駅の利用状況において適正に使用されないケースが多かったことから、日中のトイレは男性用11基、女性用11基、多機能トイレ1基の計23基とする3箇所の使用、夜間のトイレは男性用2基、女性用2基、多機能トイレ1基の計5基とする3箇所の使用と決定し、それを基に人槽の算定を行い、現状の330人槽の設備となっているところでありますので、ご理解願います。

【質問②】

夜間使用するトイレは一部規制する計画で330人槽を設置したが、開業後すぐに苦情が多くあり、夜間もトイレを全面開放することになった。当初からBODの法定基準をクリアしていないことから、浄化槽の能力不足と認識した際に、なぜすぐに対応しなかったのか。浄化槽法のBODだけでなく、水質汚濁防止法の一般排水基準も上回っており、これは法令違反である。法令違反をしているという認識はあったのか。

【回答②】

臭気をきっかけとして浄化槽の問題対応にあたっており、場当たりの対応に終始していたものであります。

設置されている浄化槽については、適切な算定に基づいた浄化槽であると捉えていたため、処理能力が不足しているという認識はなく本来の処理能力を発揮させるためには適切な維持管理をもって改善すべきとの考えでありました。

また、道の駅の所管課と浄化槽に対する知識を有する他部署や専門業者等との連携が希薄となり、改築工事等を含め、問題解決のための考えが至らず、法令に対しても認識が甘かったと考えております。

【質問③】

本来であればテナントが設置すべきであるグリーストラップの設置費用を、町が209万円支出し設置したが、今後テナントに費用負担を求めないのか。

【回答③】

テナントを募集する際に、グリーストラップ設置の義務化を募集要項に明記することを失念していたことは反省しております。

一方で、本来であれば、道の駅施設の設置者及び管理者である町が、テナント任せにすることなく、グリーストラップを設置し管理すべきであったと考えますので、費用負担を求める考えはございません。

この度の浄化槽適正化調査等により、グリーストラップの必要性を再認識するとともに、今後は道の駅施設の設置者として、グリーストラップを町の財産として、引き続き責任をもって管理してまいります。

【質問④】

基本協定第24条では、変更の可否や変更金額等については、協議により変更できると定められているのにもかかわらず、変更しなかったのはなぜか。

【回答④】

これまで指定管理に係る変更の可否や変更金額等に関する協議については、浄化槽の水質課題に対する認識が乏しく、協議による変更というものには至りませんでした。

【質問⑤】

重要な公文書にもかかわらず未決裁や担当課で保管していないものがある。このような取り扱いは正しいのか、七飯町事務決裁規程、公文書管理規則、公文書管理規程に即した答弁をお願いしたい。

【回答⑤】

浄化槽法に定められた法定検査結果書について、写しの保管や決裁を受けるべきであったと考えます。

法定検査結果書については、浄化槽設置者である町としても必要な書類であり、

指定管理業務であるといった理由で、そのまま書類を指定管理者に転送するのではなく、町の公文書として収受し、検査結果への対応について指定管理者とも協議しながら進める必要がありました。

七飯町公文書管理規程第15条の規定では、文書等のあて名が主務課長等の場合は、当該課の課長等へ配布され受け付けるものとされており、その文書処理は、同規程第18条の規定では、正確かつ迅速に処理されなければならないとされており、

さらに、七飯町公文書管理規程第4章の規定に基づき文書の起案をする必要がありましたが、役場に郵送で届いた法定検査結果書を指定管理者にそのまま渡しており、七飯町事務決裁規程第4条第1項及び別表第2の規定に基づいた処理がされておりました。

このため、七飯町公文書管理規則第6条に規定する公文書の作成にも至っておらず、指定管理者が対応する業務であるものとの誤った認識による取り扱いでありました。

【質問⑥】

浄化槽法定検査実施状況等、道の駅に関連する一連の決裁は前町長まで回覧されていたのか。

【回答⑥】

道の駅を所管している商工労働観光課では、浄化槽法定検査実施状況等、調査結果も含め、町に送致された検査結果の報告書を所管課で決裁をとらず、指定管理者に直接受け渡していたことから前町長への回覧はしておりません。

権限移譲を受けた浄化槽法に係る事務の所管である環境生活課においては、公益社団法人北海道浄化槽協会が実施する「浄化槽の法定検査の実施状況について」の報告書は、七飯町事務決裁規程に基づき、課長決裁としていたことから前町長への回覧はしておらず、また、浄化槽の法定検査の結果による行政指導は、これまで実施していなかったことから、前町長への回覧もしておりません。

(6) 委員会から町を通して 弁護士法人佐々木総合法律事務所 佐々木泉頭 弁護士に見解をもとめた内容と回答は以下のとおりである。

【弁護士に見解を求めた内容】

- ・道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽の管理者は七飯町である。
- ・浄化槽法に定める適正な維持管理のための助言・指導等については北海道知事

から七飯町長に事務権限の移譲がされている。

・道の駅「なないろ・ななえ」に入居するテナント募集時に、油分を多く使用する業種の場合はテナントが油脂分離阻集器（グリーストラップ）を設置する義務があることをテナント募集要項に記載するのを七飯町が失念していた。

そこで、以下の3点について弁護士の見解を伺いたい。

- ① 道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽放流水質のBOD値が基準値を超えており、浄化槽法第11条検査結果書の総合判定が「不適正」であったにも関わらず、適正な維持管理のための指導等をしてこなかったことや自ら改善しなかったことは、浄化槽法に抵触する可能性について。
- ② 浄化槽法定検査の基準値を満たさず、改善のための対策を講じなかったことは、職務怠慢等で地方自治法や地方公務員法等に抵触する可能性について。
- ③ 本来はテナントが設置するはずであった油脂分離阻集器（グリーストラップ）を町費で設置したことは、民法上の損害賠償請求や町民に対する背任行為に該当するのか。

【弁護士からの回答 P20 中段まで記載】

第1【ご照会事項1について】

1 ご質問事項

道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽放流水質のBOD値が基準値を超えており、浄化槽法第11条検査結果書の総合判定が「不適正」であったにも関わらず、適正な維持管理のための指導等をしてこなかったこと（①）や自ら改善しなかったこと（②）の浄化槽法の抵触可能性について

2 ご回答

（1）前提

ア．浄化槽法は、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽の設置、保守点検及び清掃等、製造に関し規制しているほか、浄化槽工事業者の登録制度や浄化槽清掃業者の許可制度等を定めております。

イ．同法第3条第1項は、何人も…、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならないと定めております。また同条第3項は、浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守すべきことを定めており、同項の準則

として、同法施行規則第1条第2号は、「…油脂類…等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。」を定めております。

ウ．同法第8条及び第9条は、浄化槽の保守点検及び清掃については、それぞれ技術上の基準に従って行うべきことを定めております。また浄化槽の清掃の技術上の基準は、同法第4条第8項、同法施行規則第3条に定められております。

エ．同法第7条は、新たに設置された浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者を浄化槽管理者と定義し、浄化槽管理者は環境省令で定める期間内に、指定検査機関の行う水質に関する検査の受検が義務付けられております。また浄化槽管理者は、同法第11条第1項により、毎年一回、環境省令で定める水質検査の受検も義務付けられております。

(2) 浄化槽管理者としての義務（②自ら改善しなかったこと）について

ア．本件道の駅の浄化槽の所有者である七飯町は浄化槽管理者となります。また指定管理基本協定書によれば、浄化槽の管理及び保守点検・清掃も管理対象に含まれているため¹、指定管理者である一般社団法人七飯町振興公社も七飯町と並んで浄化槽管理者となります。

そのうえで、浄化槽管理者として受検した水質検査（同法第11条第1項）の総合判定の結果は、過去6年で「概ね適正」が4回、「不適正」が2回となっており²、水の汚れを示すBOD値はいずれも基準を上回っております。少なくとも「不適正」は水質検査をクリアしているとはいえないこととなります。

イ．「不適正」となった原因は、マニュアル等で実務上必要とされる清掃が十分されていなかったこと、またテナントから油脂分の流出が多かったこと等にあるものと理解されます。

ウ．同法第11条第1項の水質検査の総合判定の結果、「不適正」となった場合の浄化槽管理者に対する直接の効果を定めた浄化槽法の規定はありません。もっとも、水質検査の結果、「不適正」となり、その原因が浄化槽の清掃にある場合、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があるときに都道府県知事からの助言、指導、勧告の対象となること（同法第12条第1項）、また改善命令の対象となること（同条第2項）が規定されており、浄化槽法に適合しない状況であることは明らかです。

¹ 基本協定書第8条第2項、別紙3第3項③カ

² その他、設置時（平成30年）の法第7条第1項に基づく検査も不適正である。

十分な清掃がされていないことにより「不適正」となっているのであれば、清掃がそれぞれ技術上の基準により実施されているとはいえないので、同法第9条に抵触する可能性があります（また浄化槽の保守点検が不十分である場合は、同法第8条にも抵触する可能性があります。）。

エ. 以上から、浄化槽管理者として、十分な清掃がされず、かつ油分が流出することにより水質検査の結果が「不適正」となっている点及びこれが改善されていない状況は、同法第9条（保守点検に関して問題があれば同法第8条）に抵触する可能性があります。

オ. なお本件では、指定管理により浄化槽の管理及び保守点検・清掃が指定管理者に委託されており、七飯町と指定管理者の間の役割分担として一次的に管理すべき立場にあるのは指定管理者であるほか、指定管理者において指定管理協定書に基づき予定された清掃等が実施されていないことが今回の原因として挙げられます。もっとも、浄化槽法上においては所有者である七飯町も浄化槽管理者として浄化槽法により規律されるのであって、浄化槽法上は、指定管理者に管理を委託していることを理由に上記結論が異なるものではありません。実質的にも指定管理者の管理業務を確認し、改善を求める立場にあったといえ³、やはり責任が減免されるものではありません。

(3) 助言、指導又は勧告等（①適正な維持管理のための指導等をしてこなかったこと）について

同法第12条第1項は、都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者等に対し、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な助言、指導又は勧告をすることができることとされております。また同条第2項は、改善命令等ができることとされております。そのうえで、同法に定める北海道知事の事務権限は七飯町に移譲されております⁴。

本件において水質検査の結果が不適正となった原因は浄化槽施設の清掃不十分によるものであり、そうであるならば七飯町長として、同法により助言、指導又は勧告、ないし改善命令を行使することができるものです。そして本件では水質検査の結果が「不適正」であり、これを認識し又は認識すべき立場であった以上、助言、指導又は勧告をすべきであり、特段の理由もなくこれがなされていないのは、権限の行使を怠っていたものと言わざるを得ません。

一方で、浄化槽法は前記（1）で述べた目的で国民、浄化槽管理者、浄化

³ 基本協定書第22条第1項。

⁴ 北海道 HP【浄化槽】権限移譲について－環境生活部環境保全局循環型社会推進課

槽工事業者、清掃業者等を規制する法律であり、都道府県知事（権限移譲を受けた七飯町長を含む。以下同様。）を規制し、義務を課す法律ではありません（都道府県知事を名宛人とする法律ではありません。）。

すなわち、浄化槽法は、都道府県知事が適正な助言、指導又は勧告を行うことでその目的を図ろうとしており、同法第12条に基づく権限の行使を怠っているのであれば、このこと自体、法の趣旨に反して問題であることはいうまでもありませんが、助言、指導又は勧告等がされていないとして、そのことをもって浄化槽法に違反するとされるものではありません（現に同法第12条第1項及び第2項は、いずれも助言、指導又は勧告、ないし改善命令等を行うことが「できる」と規定されており、義務としては規定されていません）。

仮に都道府県知事が適正な助言、指導又は勧告を行わず、その結果、具体的な損害が生じた者がいる場合、当該具体的な損害を受けている者から国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされる可能性はあり、この場合は適正な助言、指導又は勧告を怠っていることが義務違反となるのかという観点で違法性が議論される可能性はございます。もっとも、本件は現時点で国家賠償法に基づく損害が生じている者を具体的に観念することはできず、また想定しづらいところです。

以上から、本件において、七飯町として、浄化槽管理者に対する適正な助言、指導又は勧告がなされておらず、これを怠っていた可能性は否めませんが、浄化槽法違反ではありません。

（4）小括

浄化槽管理者として、十分な清掃がされず、かつ油分が流出することもある点及びこれが改善されていない状況は、同法第9条（保守点検に関して問題があれば同法第8条）、に抵触する可能性があります。

上記の点以外に、浄化槽法への抵触は認められません。

第2【ご照会事項2について】

1 ご質問事項

七飯町は浄化槽の管理浄化槽法定検査の基準値を満たさず、改善のための対策を講じなかったことは、職務怠慢等で地方自治法や地方公務員法等に抵触する可能性について

2 ご回答

（1）浄化槽法が定める定期検査の結果、「不適正」とされている点が同法第9

条（保守点検に関して問題があれば同法第8条）に抵触している可能性がある点は前記第1の通りです。そのうえで、地方公務員は、その職務を遂行するにあたって法令遵守義務があるところ（地方公務員法第32条）、浄化槽法への抵触をもってこの点に抵触する可能性があります（なお、町長及び副町長は特別職のため地方公務員法の適用はなく、対象となるのはあくまで部長以下の一般職たる職員です）。

- (2) この点以外について、地方自治法・地方公務員法等に違反するとは判断できません。

第3【ご照会事項3について】

1 ご質問事項

本来はテナントが設置するはずであった油脂分離阻集器（グリーストラップ）を町費で設置したことは、民法上の損害賠償や町民に対する背任行為に該当するのか。

2 ご質問事項の整理

七飯町はテナントとの間でグリーストラップをテナントが設置すべきことを合意しているわけではなく、また法律上テナントが必ず設置すべきものでもありません。よって、七飯町がグリーストラップの設置のために支出した費用をテナントに対して請求ないし求償する根拠はなく、テナントに対する損害賠償等は観念できません。そのうえで、ここでのご質問は、本来、テナント募集時の募集要項において、油分を多く使用する業種の場合はテナントの負担においてグリーストラップを設置すべきことをテナント入店契約の際に義務として定めることが可能であり、そうすべきであったところ、これを行わず、それがゆえに結果的に町が町費で負担することになった点について、不要な支出ではないかとの問題意識のもとで、損害賠償や背任の対象となるのではないかという質問と理解されます。以下では、かかる観点から検討致します。

3 ご回答

- (1) グリーストラップは法令上義務付けられているものではありません。

なお、浄化槽法第3条第3項は、浄化槽使用者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守すべきことを定め、同法施行規則第1条第2号は、同法第3条第3項の準則として「…油脂類…等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。」としておりますが、油脂類の流出そのものは禁止されておらず、浄化槽の正常な機能を妨げていることがその要件となっているほか、浄化槽

は、浄化槽管理者が適正に清掃・保守点検を行うことでその機能を維持することを前提としているのであって、浄化槽管理者の清掃・保守点検が不十分であることに起因して水質が保たれていないのであれば、それは一次的には浄化槽管理者の責任であって、やはりこれらの規定からテナントにおいてグリーストラップを設置する法令上の義務が直ちに導かれるものでもありません。

また、油脂類の流出が浄化槽の正常な機能を妨げるものであり、グリーストラップを設置すべき状況であったとしても、テナント店舗において賃貸人・賃借人のどちらの負担で設置するかは協議によるものであって、やはりテナント（賃借人）がグリーストラップを設置することが義務であるとまではいえませんし、これが通常というわけでもありません。

すなわち、テナント募集時にテナント契約の条件としてグリーストラップを設置すべきことを求めるか否かは、貴町の自由裁量・政策判断であり、テナント募集時にテナント契約の条件としてグリーストラップの設置を義務付けていないことが直ちに違法となるものではありません。

- (2) 一方で、本件の経緯・事情を拝見しますと、貴町が本件を進めるにおいて、油脂分の流出が多いテナントには募集要項においてグリーストラップの設置を義務化することを記載する予定であったにもかかわらず、担当職員の過失（業務の失念）によりこれが記載されず、その結果、テナント契約の内容にも盛り込まれなかったという経緯であると推察されます。

この点につきましては、本来予定していた業務を実施していない点で担当職員に非があったことは明らかですが、担当職員が町に対し直ちに損害賠償責任（民法第709条）を負うとまでは判断できないと考えます。

本件においてテナント募集要項への記載が失念されたとしても、前記の通り、グリーストラップのテナント負担は法令上の義務ではなく、あくまで当事者間の契約事項に過ぎませんし、またこの時点でグリーストラップを設置しなかったことで浄化槽の正常な機能が妨げられることが確定していたわけでもありません。本件において、水質検査の結果が不適正となったのは浄化槽管理者として浄化槽の清掃（ないし保守・点検）が不十分であったことに起因しており、油脂の流出が多いことだけがその原因ではないと理解されるため、結果との因果関係が必ずしも明らかではないほか、担当職員が自らの過失により自治体（町）に対して損害賠償義務を負うケースは、担当職員の直接的な支出負担行為ないし支出が違法とされ、これにより町に直接的な損害が生じている場合が一般的であり、本件のように、結果的・事後的に見て他に執り得るより望ましい方策があったにも関わらず、これが実現しなかつ

たとしても、直ちに担当職員が町に対して損害賠償義務（民法第709条）を負うことにはなりません。本件では、グリーストラップが契約上テナント負担とはなっておりませんが、テナントがグリーストラップを直ちに設置しなかったとしても、テナントが浄化槽の正常な機能を妨げない方法で使用し、また浄化槽管理者が適正な管理をすれば損害発生を防ぐことができた可能性もあり、よって、テナント募集要項への記載の失念があったとしても、担当職員が直ちに町に対して損害賠償義務を負うという結論にはならないと考えます。

- (3) 上記の通り、担当者の職務遂行に失念があったこと自体は真摯に受け止め、反省すべきですが、結果的に町費で支出した費用について、担当職員が民法上の損害賠償責任（民法第709条）を負うとまではいえないと考えます。また賠償責任の結論は別として、ここで問題となるのはあくまで民事上の問題であり、凶利加害目的はなく、刑法上の背任罪（刑法第247条）が成立するものではありません（また刑事上の背任行為と呼称・判断すべきものでもありません。）。

以 上

- (7) 令和7年2月17日開催した第15回目の委員会において、道の駅「なないろ・ななえ」の設計業者である株式会社二本柳慶一建築研究所 代表取締役 二本柳慶一証人、道の駅「なないろ・ななえ」指定管理者である一般社団法人七飯町振興公社 代表理事 山川俊郎証人、道の駅「なないろ・ななえ」浄化槽管理者である七飯町長 杉原 太証人の3人に対して証人として出頭を求め、証人尋問を行った。

証言を求めた事項及び証言内容は以下のとおりである。

二本柳証人に証言を求めた事項

質問①

道の駅なないろ・ななえの設計業務にあたって、来場者数が年間90万人の入込客数が予想されている中で、建設設計にあたりどのような規模の合併浄化槽が必要と想定し提案したのか。

証言①

我々は建築基準法による浄化槽の設置基準、店舗の面積、レストラン等の面

積を加味した中で4パターンの人員算定の策定を行い、それを七飯町の方に提出いたしまして現在の浄化槽の人槽に決定したということになっております。

質問②

道の駅なないろ・ななえは当初よりテナントが2店舗入る計画であったが、建設設計業者としてグリーストラップの設置を提案しなかったのか。

証言②

当初からテナントが2店舗ということで聞いて設計をしておりました。ただ、テナントの業種業態が、どのようなテナントが入るかということがわかってなかった状況での設計でしたので、我々とすればテナント工事の中で、その業態に合ったグリーストラップをつけていただきたいということで、町の方には提案をして、それで設計の中には組み込んでおりませんでした。

質問③

基本構想をもとに浄化槽処理能力を決定した過程で、発注者との意見対立はなかったか。

証言③

町側と十分協議をした中で進めたと思っております。

質問④

発注者からの要望で、経費節減のために浄化槽を必要最小限とした事に対し、設計者として当時どのように考えていたのか。

証言④

官庁または民間含めて我々の建築の仕事というのは、全体の予算の中で進めていくということの中で、日常これは七飯町さんだけではなく、あり得ることだと思っております。その中で最善のものを我々提案していくということに努めていると思います。

質問⑤

開業後トイレ利用者数が浄化槽処理能力を上回った場合（指定管理者は施設利用者の増加を目指している）の対策・協議が必要になるとの認識はあったか。

証言⑤

当然これは我々が設計したものですので、開業後、使用状況の変化その他について相談があれば協議・協力をすると思っておりました。

質問⑥

設計会社として浄化槽についての知識・経験は多い方か。

証言⑥

我々、建築の設計をやっております。ありとあらゆる建物の中で、浄化槽設備が必要なものもたくさんあります。その中で我々が特別経験が多いかどうかというのは自分では判断できない部分ですけども、我々の実績としては、給食センターであったり、水産加工の工場であったり、浄化槽の設計という部分では経験はあると思っております。

質問⑦

テナント部分の排水成分を想定した浄化槽機種設定であったのか。

証言⑦

十分対応できるという形での選定を町と協議の上、決定したつもりでございます。

質問⑧

今回の問題が発覚して、その調査・処理対策を専門業者と協議したか。

証言⑧

今回採用した浄化槽メーカー、その他この管内で給食センターであったり、いろんなどころの浄化槽の設備の設計および管理をしている業者との協議も十分したつもりでございます。

質問⑨

既存施設の能力向上について検討したか。

証言⑨

既存能力の向上はもちろん検討しております。それと浄化槽の適正化の業務を受注しておりましたので、その中で4パターンの改修を提案しておりました。そ

の中で今回前処理槽をメインとして提案し、そこで改修工事を行ったと思っております。

質問⑩

浄化槽適正化工事の施工管理に当たり専門業者を同席、あるいは協議メンバーとしていたか。

証言⑩

必要に応じて専門業者と連携して取り組んだと認識しております。

質問⑪

浄化槽適正化工事のスケジュール管理はどこが主導したのか。

証言⑪

適正化工事に関わる工程はきちっと出しております。その前後の発注業務など我々は関知できない部分でありますので、全体の工事の管理は我々は把握しておりません。七飯町の方で管理をしていたと思います。

山川証人に証言を求めた事項

質問①

グリーストラップの清掃はどのように行われてきたのか。

証言①

グリーストラップは現在、道の駅の飲食ブースに3ヶ所設置されております。つい最近2ヶ所追加されて3ヶ所になったわけでございます。それらの点検・管理につきましては、ほぼ毎日、まず目視のできる場所に本体がありますので、それによりまして毎日目視で状況を確認、3日に1度、1週間に1度というサイクルで中に溜まっております固形物ですとか、そういったものを取り除き、あるいはフィルターの状況を見て交換。3ヶ月に1回は本体を全部分解して掃除するそういう流れになっております。

質問②

トイレ臭の問題が出てきた時点で、浄化槽清掃を下請業者へ一括外注していた

事についての問題意識はなかったか。

証言②

実は、浄化槽からの臭気というのは開業直後からありまして、これはお客様からかなりのクレームがあった事案でございます。私達も浄化槽のすぐ脇に関係者の駐車場がございまして、そこに車を停めておくと、帰りには車の中が浄化槽の嫌な臭いがこもってしまっているというぐらいの状況でございましたので、我々にとってはとても深刻な状況でありました。その状況は、つい先日の追加の浄化装置がつくまでずっと我々毎日悩んでいた事案でございます。そのことで処理業者に一括処理業務をお願いしていることについてのご質問でございますが、私達としましては、全く専門知識が無い訳でございまして、そういう浄化槽国家資格を持った浄化槽管理士と申しますか、そういう方たちの知見ですとか経験ですとか、そういうものを活かすことによって、この先、その臭いの問題は良い方向に改善されるものと信じておりました。

質問③

浄化槽清掃管理に関するレクチャーはなされて来たか。

証言③

浄化槽に関する情報、レクチャーは無かったと思います。

質問④

汚泥引き抜きに関する町との契約不履行（令和元年と2年、計画24回を実施3回等）をどのように考えていたのか。

証言④

数字の上では役場との協定書には24回ということになっておりました。私達も浄化槽管理に関する知識がほとんどない状態からのスタートでございましたので、そのことについて我々が委託した浄化槽管理者といろいろと協議していく中で、必要な時に対応すべきだという。回数だけじゃない。そういう回答をいただいて、それに対応してきた結果でございます。

質問⑤

浄化槽清掃（途中から汚泥引き抜き費用追加）に関して、指定管理料の変更を何故求めなかったのか。黒字の範囲内と解釈し、契約料の見直しを回避してきた

のか。

証言⑤

その件に関しましては、管理委託っていうことを考えたときに、内容の変更というものを、私達は考えませんでした。ですから途中でそのことが加わったとしても、従来通りの契約のまま行われるべきものだというふうな判断に至っております。

質問⑥

浄化槽（トイレ）の管理業務について、道の駅なないろ・ななえ指定管理者公募要項、道の駅なないろ・ななえの管理に関する基本協定書やアムズ合併浄化槽F X F型維持管理要領書等に基づき、回数や手法など月毎に実施したのか。

証言⑥

実はそういった合併浄化槽の型式ですとか、管理方法ってというようなことを私達はつい最近、浄化槽問題がクローズアップされて問題になってきている段階で、そういったものが存在するんだということがわかったわけです。つい最近の話でございます。それ以前は、そういうものの存在を残念ながら知りませんでした。

質問⑦

道の駅なないろ・ななえの浄化槽は法定検査をしたところ、その結果が「おおむね適正」が2018年、2019年、2020年、2022年、2023年、「不適正」が2021年、2024年であり、浄化槽法第11条検査結果書の所見・留意事項に検査の結果の状況が記載され「改善の必要があります」と指摘され続けてきたが、これに対しどのように対処し改善したのか。

証言⑦

この7年間の中で、おおむね適正が5回、不適正が2回ということですが、その都度その報告は道の駅にはされてきております。それで、我々としては、その対応・対策として、管理業者に対してそれを改善する方策をお願いしてきているところでございます。

質問⑧

道の駅なないろ・ななえ指定管理における浄化槽関連の経費について、公募時における町の積算額に対し、指定管理申請時における実施できる予算額、年度協

定において実施する予算額、そして決算報告の流れになっているが、年度ごとに見ていくと町の積算回数や金額に対し、一般社団法人七飯町振興公社が自ら提出した浄化槽関連経費の状況書類では相当のバラツキがあるが、なぜそうなのか。

証言⑧

結果の数字には相当のバラツキがあることはその通りでございます。その原因は、その年々でやはり浄化槽に対する対応の仕方、例えば汲み取り回数であるとか、そういったことが変わってくるから、おのずと計画と結果の差が生じてしまいます。そういう流れの中で発生しております。

質問⑨

アムズ合併浄化槽 F X F 型維持管理要領書では、汚泥の引き出し及び清掃の回数は、汚泥濃縮貯留槽から 2 週間に 1 度行うよう設計されている。

F X F 型の保守点検は 2 週間に 1 回以上で、消毒剤の貯留日数を確認し、浄化槽に故障または異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報することになっている。

維持管理要領書に基づき実施しなかったことが B O D 等の基準値を大幅に超える汚水の放流を 6 年にも亘って行ってきたと思慮されるが、貴職の見解を求める。

証言⑨

維持管理要領書の存在というものは、私達つい最近、この特別委員会の活発な議論の中で存在するものだと認識したものでございまして、従来から知っていたものではないです。私達としては知ってる範囲内で最善を尽くしてきたんだと、そのような思いでございます。

質問⑩

浄化槽（トイレ）の管理業務について、収支決算の記載の中で決算額と月別の支払い実績との関係で数字が符合しない部分があり、町の説明では数値や関係書類が確認できないとのことであったが、基本協定第 2 1 条第 1 項第 4 号及び貴職の文書管理規程等からするとあり得ない事と思うが、貴職の見解を求める。

証言⑩

全くご指摘の通りです。私もあってはならないことだと思います。平成 3 0 年、これは道の駅開業時のことですが、我々も証拠書類の確認をしたところ、1 6 万円あまりの金額の支出に関する証拠書類が不備であったことがわかりました。これは勿論あってはならないことで、しかも我々の規定によりますと 7 年間

保存義務がありますので、それはこちらの全くのミスで発生したことと思います。我々の公社の収入支出、そういった会計業務に関しましては、会計事務所に全部お願いしております、支出・収入についての問題は指摘はされてないんですが、証拠書類の管理が悪いということで、今後、我々も気をつけて、それ以降5、6年間は我々調査したところ、そのようなことを発生しておりませんが、開業1年目でやはり不慣れな事務というか、そういうことが発生したことは否めない。今後このようなことがないように努めてまいりたいと思います。

杉原証人に証言を求めた事項

質問①

グリーストラップの設置と前処理槽設置後、昨年12月15日に採取した資料ではBOD8.4mg/L、12月17日に採取した資料ではBOD7.7mg/L、そして今年1月9日に採取した資料ではBOD15mg/Lと環境基準のBOD20mg/L以下をクリアする数字が検出され、処理槽装置の効果が確認されている。

しかし、12月、1月の時期は年間でも来場者数が少ない時期であり、最盛期の8月には約3倍の来場者が訪れることから、その時期に確認しなければ今回の対策が成功したことにはならないと思われる。その時期に環境基準をクリアしなければ新たな対策が必要と考えるが町長の見解を伺いたい。

証言①

今回、議会からご指摘をいただきまして、合併処理浄化槽の前処理装置を、事前に適正化調査をした上で、その中からの改善策という中で、11月中旬ぐらいに完成いたしました。そしてこれは今現在稼働しているわけですが、それに関しまして既存の合併処理浄化槽と新たに設置した前処理槽と一体的な運転をして、今12月の中旬ぐらいから質問にある通りBODの数値が基準値内に収まるようになりました。そして1月の数値も基準値内に収まってございます。しかしながら、ご指摘のように閑散期ということもありまして、これが今後第11条の法定点検をする時期、それからゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィークというようにお客様のいらっしゃる繁忙期も含めて安定した運転がきちっと行えるよう、常に合併処理浄化槽と前処理層の一体的な維持管理に努めて行って、きちっとした基準値内に年間を通して収まるように努めていく所存でございますのでご理解いただきたいというふうに思います。

質問②

町が委員会に提出した、平成30年度決算報告書における浄化槽清掃費記載の金額内訳についての説明について、記載されている数字が誤っているが公社の確認書類がないなどの説明があった。しかし、基本協定第21条第1項第4号からするとあり得ない事と思うが、町は指定管理料の収支決算のチェックをしていなかったのか。

また、当時の収支決算報告書と月別の支払い実績との関係で数字が符合しない部分があるが、町の見解はどうか。

証言②

町といたしましてはこの決算状況につきましては、指定管理業務の部分の収支、それから法人の決算書という部分では、大枠の決算額の提出されたものを確認はしていたんですけれども、その詳細にわたっての各項目についての証拠書類との突合というものは、実際はできてなかったということで、大変申し訳なく思っております。今回調査特別委員会の中で、証拠書類も含めた突合というような中でそのことがわかったというようなこともございまして、今後そのようなことが起きないようにきちっとした決算書の精査をしていきたいというふうに考えております。

質問③

浄化槽（トイレ）の管理業務について、汚泥の引き出し及び清掃の回数は、汚泥の引き出しは汚泥濃縮貯留槽から2週間に1度行うよう設計されており、保守点検は2週間に1回以上で、消毒剤の貯留日数を確認し、浄化槽に故障または異常を認めるときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報することとなっております、これに基づき実施するよう指導したのか。

証言③

浄化槽の適正管理につきましては2年前の決算審査特別委員会で、それまでの間は臭気の関係、臭いの部分で随分とそちらの方に集中して対応をしてきたというようなことの中で、BODの数値だとか厳格な浄化槽の管理についての維持管理要領書による合併処理浄化槽の管理というものを失念してきたというような経過があります。そういう意味では町の方も町の施設として指定管理者に委託していただいたという中と指定管理者も合併処理浄化槽の維持管理をする再委託というような中で専門家に見ていただいたというような中ですが維持管理要領書の部分に関しましては、その時点では、はっきりと確認はしてないという状況もござ

いまして、適切な指導などは2年前の決算審査特別委員会で調査されるまでの間は、きちっとした指導などをできてなかったということが現実でございます。

質問④

道の駅なないろ・ななえの浄化槽は法定検査をしたところ、その結果が「おおむね適正」が2018年、2019年、2020年、2022年、2023年、「不適正」が2021年、2024年であり、浄化槽法第11条検査結果書の所見・留意事項に検査の結果の状況が記載され「改善の必要があります」と指摘され続けてきたが、これに対し法定検査の都度どのように基本協定第22条に基づき対処してきたのか。

証言④

開業してからこれまで、それこそ臭気、臭いの部分の改善策にばかりに奔走しておりまして、本来の合併処理浄化槽の適正な維持管理という部分では、大変申し訳ないんですが、職員も含めて深く研究調査という部分に対応していなかったということが事実であると思います。これについては当然、町が北海道から権限委譲しております合併処理浄化槽の点検・指導という部分も含めて本来の指導をする部分での指導も行き届いてなかったということと、その施設の管理者であります指定管理者を含めて、七飯町の管理している担当課の方も本来の根本的な合併処理浄化槽の改善対策についての対応をしていなかったということが事実でございまして、令和5年の決算審査特別委員会で臭突の煙突、臭い抜きの対策の部分で指摘をされて、そこから調査した上でBODが基準値を上回っているというような部分で、そのことについて根本的に対策をしなければならないんじゃないかというような、非常に申し訳なかったんですが議会からの御指摘があつて初めて取り組ませていただいたというような状況でございまして、この部分については深く反省し、今後改善した部分ではきちっとした対応をしていきたいというふうに考えております。

質問⑤

そもそも、「適正」と判断されなかった浄化槽は、保守点検又は清掃に何らかの課題を抱えていることから改善のための対策を講ずる必要があるにもかかわらず、開業以来保守点検業者又は清掃業者へ必要な助言、指導をしてこなかった。自ら浄化槽法に係る事務権限を受けているにもかかわらず、改善策を講じず、BOD値基準を大幅に超える汚水を6年もの間放流し続けてきたが、見解を聞きたい。

証言⑤

開業から6年間、合併処理浄化槽の適正化に対して非常に意識が低かったことは認めざるを得ないと思います。「不適正」と「おおむね適正」、どちらにしても基準値を超えていると。特にBOD基準値が190mg/Lという本来の20を大幅に超えているというようなこともございました。そのことについて本来指導する立場である環境生活課が機能してなかった。それから自己管理といえますか、施設を担当している商工労働観光課の方もそういう意味でいくと意識が低かったというようなことは、認めざるを得ないというふうに考えております。議会の方の決算審査特別委員会、令和5年の部分と、それから今回のこの調査特別委員会というような部分でこれだけの原因調査がはっきりして対応ができたという部分におきましては非常に行政として、大変皆さんにご迷惑かけたというふうに思っているところでございます。

質問⑥

道の駅なないろ・ななえを指定管理している一般社団法人七飯町振興公社の施設管理の指定管理は、見積予算として収支計画見積額を提示し、更に年度協定においては実施する予算額を収支計算書で示し、そして用途の確定したものを収支決算報告書で報告するという流れになっているが、年度ごとに見ていくと浄化槽に関する町の積算回数や金額と、一般社団法人七飯町振興公社自らが提出した浄化槽関連経費の状況書類等では数値に相当のバラツキがあるが、何故か。

また、基本協定第22条にいう指導をしたのか。

証言⑥

この件につきましては収支決算書、帳簿での確認、収支の集計の誤りの部分を机上での計算は確認しておりましたが、実際に清掃管理の回数の確認だとか、現地の臭気の関係の現状というものは現地ではわかっておりましたが、水質関係、本来の基本的事項である合併処理浄化槽の基準値の確認まで至ってなかったというようなことは事実でございます。そういう意味では職員の意識が欠けていたのかなと思うところでございまして、収支決算の部分は前段の方の質問でもありましたけれども、収支の集計だとか、総合的なものでの判断であって、それぞれの項目まで至っていなかったということと、実際の現場との確認が失念していたことを大変反省しているところでございます。

質問⑦

このような状況が6年間も続いてきたが、基本協定第35条に基づき検討すべ

きと思うが、町の見解を伺いたい。

証言⑦

基本協定35条という部分におきましては、指定管理者受託者が受託者自らの責任において不手際不具合と申しますか、指定管理者の方の責任において不祥事など起こった場合には、その部分を町の方で解除するというような形ができるんですけども、今回は今、前段のご質問にも答弁した通り、町としての責任が重く、指定管理者の方との連携協議も含めて行き渡ってなかったという部分も含めて、町の方の責任が大きいかなと思っております。そういう意味で35条の適用といえますか、今後、町としてしっかりと今の体制を整えた上で、指導・管理・監督というような形で、しっかりと町の責任として、指定管理者と連携しながら業務を進めていきたいというふうに考えているところです。

質問⑧

新たに、「地方公務員は、その職務を遂行するにあたって法令遵守義務があるところ（地方公務員法第32条）、浄化槽法への抵触をもってこの点に抵触する可能性があります。」と弁護士の見解が出たが、これについてどう考えるか。

証言⑧

これについては大変反省してございます。特別委員会と並行して懲戒審査委員会も開催させていただきました。その中で訓告および嚴重注意というようなことで、環境生活課また商工労働観光課に関わった職員に対して注意をしてきたところでございます。これまでの経過を含めまして、この原因がわかるまでには、一昨年の決算審査特別委員会まではっきりした原因がわからず、そこから適正化の調査業務だとか、グリーストラップの設置だとか、そして昨年11月にやっと完成いたしました処理槽の設置というようなことで、根本的な解決に繋げてまいったという部分に関しまして、だいぶ進む方向の判断に期間を要してしまったというような部分は、私の責任でもあり、そういう意味では前回の議会の臨時会において私の給与減額の処分も含めて責任を取らせていただいたというようなことで、今後きちっとした前処理槽と合併処理浄化槽の適正化運営について基準値内に全て収めるような形で、きちっとした対応をとっていきたいというふうに考えているところでございまして、そういう意味では、職員も含めてだいぶ反省しているところでございます。このたび百条委員会にまで発展させてしまったという部分につきましては、私の責任でもあるというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。

9 証言拒否等

なし

10 告発

なし

11 調査経費

- | | | |
|----------------|----------|----|
| (1) 予算額 | 300,000円 | 以内 |
| (2) 実績(証人費用弁償) | 6,000円 | |

12 結論

浄化槽は道の駅「なないろ・ななえ」建設計画時に、夜間トイレの使用においては多機能トイレ1基と公衆トイレ4基の計5基の使用を想定し330人槽を設置して開業したが、開業直後において夜間のトイレ需要が多く、メインの公衆トイレ22基が使用できないことについて利用者から多くの苦情があり、開業から程なくメインの公衆トイレ22基を夜間開放したことにより、330人槽とした前提条件の運用ができなくなった。

当委員会は、浄化槽法第7条検査で「不適正」と判明した時点から浄化槽管理に係る一連の経過及び改善策について現地調査、聞き取り調査及び尋問等により以下11項目に亘って事実を確認した。

- ① 道の駅設計業者への相談・調査依頼を行わなかった
- ② 北海道から権限移譲されている事務事業である浄化槽管理の適切な指導等をしてこなかった
- ③ 浄化槽法のBODに対する解釈が不適切であった
- ④ 指定管理者が汚泥引き抜きに関する町との契約不履行
- ⑤ 重要な公文書に対し未決裁があった
- ⑥ 町で保管しなければならない公文書を指定管理者に保管させていた
- ⑦ 指定管理料の決算に対して証拠書類の確認をしていなかった
- ⑧ 道の駅開業当初のテナント公募要項に、テナント側がグリーストラップを設置する旨の項目を失念していたことにより、町費2,090千円を支出しグリーストラップ設置を余儀なくされた
- ⑨ 浄化槽適正化工事(前処理槽設置)にあたり、発注業務から工事完了までのスケジュールにミスがあり、当初は令和6年8月末完了と報告された工期が令和6年11月中旬となったことにより、浄化槽処理水最終処理業務委託料約4,700千円が追加された

- ⑩ 浄化槽適正化工事（前処理槽設置）完了後、試験運転調整期間を失念し自主検査を行い、基準値を超過したBOD値を報告する結果となった
- ⑪ 役場組織として問題を情報共有せず、問題解決のための対処をしてくれなかった

以上のことから、当委員会は公務員としての職務怠慢、七飯町公文書管理規程、七飯町事務決裁規程、浄化槽法、指定管理者との基本協定・年度協定及び契約等に抵触する可能性があり、重大事件であることを認定せざるを得ない。

最終的には約75,000千円を超える追加予算を費やした他に、今後のランニングコストを増やすこととなった。

町長は今回の事件を真摯に受け止め、厳正に身を処し、町民に丁寧な説明責任をもって1日も早く信頼を回復し、七飯町道の駅「なないろ・ななえ」の健全な運営管理を願うものである。

